

～企業のための～

外国人材 “共働” WebJournal



【外国人材雇用の手続き】 栃木県行政書士会

第1回 コロナ禍の外国人労働者

6月現在、いつ終わるともわからないコロナ禍のために帰国できない外国人・職を失った外国人が在留期間の更新や変更許可を求めて入管に殺到しています。

この稿では、職を失った人・労働時間を短縮された人・入国予定なのに入国できない人・帰国したいのにできない人など、コロナ禍の影響を受けた外国人労働者の在留資格について述べます。

1 「技能実習」を終了したけれど帰国できない人は、就労を希望する場合には「特定活動（就労可）、6月」へ在留資格変更が可能です。

ただし、新たな受入れ機関で就労する場合は技能実習生の受入実績のある会社との契約が必要であるとともに、その業務がこれまでの実習内容と同種の業務であることが必要です。

「特定活動（32号建設・34号造船従事者）」の人も同様です。就労を希望しない場合には「特定活動（就労不可）、6月」に変更可能です。

2 「技能実習」で在留している人が技能実習の継続ができず解雇された場合等には、新設在留資格「特定技能」14分野に属する受入れ機関と雇用契約を成立させ、「特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動」を目的とする「特定活動」（就労可、最大1年）へ変更が可能です。

他の就労資格の人でも、「特定技能の業務に必要な技能を身に付けることを希望」する場合には適用があります。

3 「技能実習」以外（「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「教育」等）で就労する人でコロナ禍のために解雇・雇い止め・自宅待機となった人は、今の在留資格のままで、資格外活動（アルバイト）もできます。会社の協力を得て資格外活動許可を受けてください。

事態が好転しないまま在留期限が来てしまう場合には、就職活動目的の「特定活動」への在留資格変更も認められます。

～企業のための～

外国人材 “共働” WebJournal



【外国人材雇用の手続き】 栃木県行政書士会

4 在留資格認定証明書が交付されたにもかかわらず入国できない人については、当該在留資格認定証明書の有効期間が6か月に延長されています。

5 短期滞在や留学生などで帰国困難となっている人についても在留期間更新や変更が認められます。

いずれにしても、コロナ禍により在留資格関係で困っている人には何らかの救済が準備されています。

不安がある方は入管に確認・相談することをお勧めします。

栃木県行政書士会 国際部

深見 史